

第7章 雑 則

(防火対象物の使用開始の届出等)

- 第55条 令別表第1各項に掲げる防火対象物((19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、使用開始の日の7日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。(う)(さ)
- 2 前項に規定する防火対象物のうち、令第10条第1項又は令第22条第1項に規定する防火対象物については、前項の規定による届出の際、当該防火対象物に設置する消防用設備等又は特殊消防用設備等(法第17条第3項の認定を受けたものに限る。以下同じ。)に関する図書を提出しなければならない。(う)(へ)
- 3 前項に規定する防火対象物は、所轄消防署長の検査を受けた後でなければその使用を開始してはならない。(う)

条則

(防火対象物の使用開始届等)

- 第11条 条例第55条第1項の規定による防火対象物の使用及びその使用内容の変更の届出は、届出書により行わなければならない。
- 2 条例第55条第2項の規定により、前項の届出書に添えなければならない図書は、次のとおりとする。ただし、消防用設備等のうち、消火器具、避難器具、漏電火災警報器、非常警報器具及び誘導標識について、第1号に掲げる図書にそれぞれの設置個所を記載した場合には、当該記載に係る消防用設備等に関する第2号に掲げる図書の添付を省略することができる。
- (1) 案内図、平面図、立面図、断面図、矩計詳細図、建具表及び仕上表
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等(法第17条第3項の認定を受けたものに限る。以下同じ。)の設計書、仕様書、計算書、系統図、配管図又は配線図(建築物の平面図及び断面図に配管、配線及び機器を示したもの)及びはり・天井詳細図(つ)
- (3) 条例第56条第1項第9号から第13号までに掲げる設備以外の電気設備の設計書、説明書、使用区域・送電関係図及び電路・負荷設備図(て)
- 3 防火対象物の関係者(届出者、工事施工者、消防設備士等をいう。)は、条例第55条第3項の規定により所轄消防署長が検査をするときは、立会しなければならない。(あ)(え)(お)(か)(と)

【解説】

本条は、施行令別表第1各項((19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を明確に把握するために、使用開始の届出を義務づけたものである。

- 1 第1項の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防機関が立入検査等を行い、当該防火

対象物の位置、構造及び設備が法をはじめ、建基法その他の法令の規定で防火に関するものに違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分がある場合には速やかに是正指導を命ずる、若しくは防火管理等、使用開始後に違反部分が生じる可能性のあるものについて、事前の措置を促すための契機としようとするものである。すなわち、建築確認の段階においては、消防機関による同意の制度があるが、建基法第7条の規定による建築物に関する完了検査は、この同意の対象に含まれないと解されるため、消防機関は、建築確認の対象となった計画に、竣工した建築物が合致しているか否かを確かめることができず、別個に検査を行うことを必要とするのであるが、その時期としては、当該建築物の使用開始前が適当である（使用開始後においては、違反部分が存する場合、改造のために営業停止等を行わなければならない、関係者自身不利益である。）。この時期を的確に把握することが、本条の届出の第一の目的である。

2 本条の届出義務者である「それぞれの用途に使用しようとする者」とは、用途を変更した防火対象物（その部分を含む。）及び新たに用途が発生した新規防火対象物（その部分を含む。）の関係者のことである。ここでいう関係者とは、所有者、賃貸人その他権原に基づいてそれぞれの用途に使用しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）をいう。

3 「内容を変更しようとする者」も含むこととしているのは、1と同じ趣旨によるものであり、使用開始後において違反部分が存する場合、関係者自身、不利益を被ることとなり、また、防火対象物の安全性をできるだけ確保するためにも、趣旨に沿った弾力的な運用が必要である。

なお、「内容を変更」とは、次に掲げる事項をいう。

(1) 建物の増改築や改修等

(例)

- ・ 収容人員の変更
- ・ 無窓階の判定
- ・ 百貨店等の避難通路の確保
- ・ 避難施設の整備

(2) 消防用設備等の設置又は改修等

(3) 火気設備等・火気器具等の変更

(例)

- ・ 条例第56条に規定する届出対象以外の火を使用する設備の設置

(4) 用途の変更

(例)

- ・ 事務所（(15)項）から飲食店（(3)項）
- ・ 一般住宅から宿泊施設（(5)項イ）
- ・ コンビニ（(4)項）から事務所（(15)項）
- ・ 飲食店（ラーメン）（(3)項ロ）から飲食店（寿司）（(3)項ロ）

(5) 関係者（所有者、テナントの事業主等）の変更

4 本条の届出について、同一敷地内の防火対象物(棟)は一括して行うこととして差し支えない。

5 第2項は、消防用設備等に関する図書の提出義務について規定している。

具体的には、第1項で使用開始の届出が義務付けられている防火対象物のうち、「令第10条第1項」又は「令第22条第1項」に規定されている規模の防火対象物については、第1項の届出をする際に、その建物に設置する(変更する場合も含む。)消防用設備等又は特殊消防用設備等(法第17条第3項の認定を受けたものに限る。)に関する図書を併せて提出しなければならないこととしたものである。ただし、「令第10条第1項」又は「令第22条第1項」に規定されている規模の防火対象物であっても、上記3に係る届出のうち、当該届出部分において、消防用設備等又は特殊消防用設備等や防火対象物の位置・構造・設備に変更が生じないものは、第2項に該当しないものとする(例:届出者が法人の場合で、代表者氏名、電話番号の変更があった場合)。

6 添付する図書については、規則第11条第2項に定められた図書及び消防用設備等試験結果報告書を提出すること。

なお、上記3中の「内容を変更」する場合における消防用設備等試験結果報告書の提出については、次のとおりとする(上記5中のただし書きに該当するものを除く。)

消防用設備等の変更(新設、増設、移設、取替え又は改造)	提出書類
あり	当該変更内容(部分)の図書+消防用設備等試験結果報告書
なし	当該変更内容(部分)の図書

7 法第17条の3の2の規定による設置届に添付する消防用設備等又は特殊消防用設備等の図書が重複するものについては、省略することができる。また、既に消防機関へ届け出ている消防用設備等計画書又は着工届の内容に変更がないものについても、図書が重複する場合は省略することができる。

8 第3項は、防火対象物の使用開始前の検査についての規定であり、第2項に該当する防火対象物は、その使用開始前に所轄消防署長の検査を受けなければならない。

なお、テナント等の間仕切りの変更等がある場合で、設置している消防用設備等が消防法令の適用上何ら支障がないことが添付された図書や写真データ等により明らかである場合は、現場確認を省略することができる。